

保育時間(保育必要量)

保育時間(保育必要量)は、保育標準時間(11時間)と保育短時間(8時間)の2種類あります。保育を必要とする事由と実情に応じて認定します。

保護者(父・母)それぞれで保育を必要とする事由が異なることにより保育時間(保育必要量)が別になる場合は、「保育短時間」(8時間保育)で認定します。

主な保育を必要とする事由	保育時間(保育必要量)
「就労」	就労時間等に応じて認定(表1参照)
「妊娠・出産」	「保育標準時間」(11時間保育)
「求職活動」、「育児休業中の継続利用」	「保育短時間」(8時間保育)
「疾病・障がい」等の上記以外の事由	実情に応じて認定

(表1)「就労」の保育時間(保育必要量)の認定基準

就労時間	保育時間(保育必要量)
月に48時間以上120時間未満の方	「保育短時間」(8時間保育)
月に120時間以上の方	「保育標準時間」(11時間保育)

(注)父母とも「就労」だが120時間以上と120時間未満に分かれる場合は「保育短時間」で認定

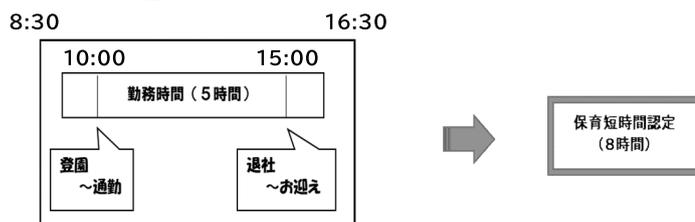
雇用証明書などの就業開始及び終了時間と通勤時間を考慮します。ただし、月の就労時間が120時間未満である場合でも、就労時間帯や通勤時間(買い物等私用を除く)により入所する保育所等の「保育短時間」の時間帯に預けることができない時は、「保育標準時間」として認定します。

【例】A 保育所 保育標準時間(7:00~18:00) 保育短時間(8:30~16:30)

母の月の就労時間が120時間未満の場合

上記の世帯がA保育所へ入所した場合、A保育所は短時間保育が8:30~16:30のため、図①のように保育短時間の時間帯内に登園とお迎えが出来る就労時間帯であれば「保育短時間」として認定します。しかし、図②のようにお迎えが16:30に間に合わない等、保育短時間の時間帯内で登園とお迎えができない場合は「保育標準時間」として認定します。

①10:00~15:00 勤務(通勤時間1H)の場合



②11:00~16:00 勤務(通勤時間1H)の場合



※都合により登園やお迎えが、認定されている保育時間(保育必要量)を超える場合は、延長保育をご利用できます。延長保育料については各保育所等の定めによります。

保育所等によって保育標準時間や保育短時間の時間帯が異なりますので、保育所等に直接お問い合わせください。